

事 務 連 絡
2018（平成30）年10月26日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

平成30年7月豪雨（岡山県倉敷市真備町に係る場合）における企業型年金の
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付期限日について

先般、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（平成30年厚生労働省告示第275号）が公布され、平成30年7月豪雨に係る確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）第16条の2第1項又は第3項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたところですが、今般「岡山県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件」（平成30年厚生労働省告示第370号）（別添参照）が公布され、岡山県倉敷市真備町に係る場合について、施行規則第16条の2第2項及び第4項の規定に基づく、厚生労働大臣が定める納付期限日が指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしく申し上げます。

○厚生労働省告示第三百七十号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第一百七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（平成三十年厚生労働省告示第一百七十五号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合（岡山県倉敷市真備町に係る場合に限る。）における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成三十年十二月二十五日とする。

平成三十年十月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠